

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例に係る
これまでの検討についての滋賀県障害者施策推進協議会の結論（報告）

〇 本報告書の趣旨

標記条例は、本報告書 1 に記載の検討経過のとおり検討が行われており、令和 4 年 3 月に開催された当協議会において、具体的な内容については専門部会で検討を行うことと結論づけた（1 の（参考）を参照）。

これに基づき、令和 4 年 6 月から令和 5 年 6 月にかけて計 4 回の専門部会が開催され、その結果が令和 5 年 7 月に当協議会に報告されたため、これに係る当協議会の結論を報告する。

1 検討経過

平成 28 年に手話言語条例の制定を求める 14,275 筆の署名が県に提出された。その後、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」という。）の検討を行う中で、平成 30 年に滋賀県社会福祉審議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」と答申されたことをきっかけに条例の検討が具体的に始まった。

平成 31 年から条例検討小委員会、当協議会において議論を行い、令和 4 年度から滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会（以下「専門部会」という。）等において議論を行ってきた。

（参考）令和 4 年 3 月 23 日 令和 3 年度第 4 回障害者施策推進協議会の結論

1. 多数意見に基づいて、一体型条例案の作成を進めるものとするが、手話の言語性など、少数意見の内容についても、一体型の条例にどこまで盛り込めるか専門部会で検討を行う。
2. 一体型の条例施行後、同条例に基づく取組の成果や課題を見極めて、なお手話言語条例を別で定めることが必要か否かも含め、一定期間経過後、見直しの検討を行う。

〇 令和 4 年 6 月 20 日 第 1 回専門部会

- ・ 令和 3 年度滋賀県障害者施策推進協議会における検討経過と結果について
- ・ （仮称）滋賀県手話をはじめとする障害者の文化を守り育てる条例骨子（案）
- ・ 条例に盛り込むべき内容についての意見まとめ（「小委員会」まとめ）

- 令和4年7月19日 県民参画委員会(厚生産業常任委員会県内視察)
 - ・ 参加者：滋賀県身体障害者福祉協会、滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県ろうあ協会、滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県精神障害者家族会連合会、滋賀県自閉症協会、滋賀県難病連絡協議会

- 令和4年9月12日 第2回専門部会
 - ・ (仮称)滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例骨子(案)
 - ・ 第1回会議における委員の意見等に対する対応について

- 令和4年11月19日 個に応じたコミュニケーションを考える条例の検討ミーティング
 - ・ プログラム：わ音トークショー、行政説明、座談会
 - ・ 展示・体験：滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県聴覚障害者福祉協会、しが盲ろう者友の会、滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県自閉症協会、滋賀県難病連絡協議会、滋賀県社会福祉審議会、株式会社システムギアビジョン、県教育委員会生涯学習課
 - ・ アンケート：回答者118名

- 令和5年3月20日 第3回専門部会
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)逐条解説資料
 - ・ 第2回会議資料(骨子案)からの変更点
 - ・ 今後の「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」の検討（現時点の予定）

- 令和5年3月22日 市町障害福祉主管課長会議
 - ・ 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討状況について報告

- 令和5年6月19日 第4回専門部会
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例(案)
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例(案)逐条解説資料
 - ・ 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会におけるこれまでの議論について
 - ・ 今後の「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」の検討（現時点の予定）

- 令和5年7月26日 令和5年度第1回障害者施策推進協議会
 - ・ 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会におけるこれまでの議論について
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例(案)
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例(案)逐条解説資料

4 主な意見

これまで議論を重ねてきた内容については、滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例(案)および逐条解説資料への反映が図られてきた。

○ 前文

- ・ 社会とのつながりを持つ中で、特性に応じた教育は大事。学校教育を受ける期間は、その後の人生を豊かにしていくうえで貴重な時間であり、歴史的経緯や課題を踏まえ、今後何ができるか、どこまで教育が担うかが重要である。
- ・ 前文の逐条解説における「ろう者」の定義に「きこえない、またはきこえにくい者」と説明があるが、誤解につながるおそれがある。きこえない人は、ろう者、中途失聴者、難聴者の3つに分類される。

○ 条例全体および目的

- ・ 一体型でも別立型でも、手話を言語として、コミュニケーション手段としてしっかり位置付けていくということは共通の認識だと思う。
- ・ 知的障害者や、障害者支援等になじみのない県民にもわかりやすい言葉で条例を書くべき。
- ・ 障害者が相談できる場所などがどこにあるのか、周知が行き届いていないので、条例制定の際にはリーフレット等を作成してほしい。どう伝えるかが重要。
- ・ 自閉症の方のコミュニケーションの困難さについて一般の方が理解する大きな契機になる条例となる。
- ・ 意思疎通手段の利用促進がこの条例の目的ではなく、意思疎通を豊かにすることで障害者の尊厳の尊重につなげていくことが目的。

○ 定義

- ・ 障害種別それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段があるため、その内容については細かく明文化すべき。
- ・ 「PECS」に関する説明で「交換」とあるが「手渡し」の方が適切である。

○ 基本理念

- ・ 手話は独自の言語文化を形成しており、そのことは正しく後世に伝えるべきであるので何らか明文化すべき。
- ・ 障害者本人から発信されるコミュニケーションの尊重という言葉が入るとよい。

○ 責務および役割

- ・ 障害のある子の保護者へのサポートや情報提供も大切。
- ・ 「市町の役割」または「市町との連携」を入れる必要がある。
- ・ 「事業者の役割」に、医療、保健、福祉の三者を入れてほしい。
- ・ 「事業者の役割」に、文化芸術、スポーツなどのサービスを入れてほしい。
- ・ 「学校等の設置者の役割」の対象に「乳児」も入れる必要があるのでは。
- ・ この条例は教育とは切り離せない。
- ・ 教育の役割のウエイトはとても大きい。本人、保護者を含む関係者からの相談に的確に応じることにより、個々人に合わせた学習および選択の機会についてより良いものを提供していくことや、教員の知識および技能の向上のための研修等を通じた人材の育成が重要。
- ・ 障害やそれに伴う困難さを否定的に感じるものがない環境で、自己肯定感や自信を育み、意思疎通の豊かさや個々の尊厳を学び合う上で学校の役割は重要。

○ 基本施策

- ・ パソコンが文字を音声で読み上げたり、点字を自動で表示するなど ICT によってコミュニケーションが補われている部分もあり、今後、さらに利用促進を図っていく必要がある。

5 複数の意見がある部分等

○ 条例の名称「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例」

- ・ 手話が先行している印象を受けることや条例の名称が長いことから「手話をはじめとする」を削除すべきという意見と、そのまま残すべきとする意見があった。
- ・ 条例の名称を「滋賀県障害の特性に応じた言語（手話を含む。）その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例」としてはどうかという意見があった。
- ・ 愛称をつけてはどうかという意見があった。

【条例の名称に係る当協議会の結論】

令和5年度第1回障害者施策推進協議会においては、条例の名称について、「手話をはじめとする」を削除したいという考えの下、さらに以下の2つの案が提案された。

- (案1)「滋賀県障害者の障害特性に応じた意思疎通手段の選択および情報取得の保障を促進する条例」
- (案2)「滋賀県障害者の障害特性に応じた言語（手話を含む）やその他の意思疎通手段の選択および情報取得の保障を促進する条例」

上記の案に対し以下の意見があった。

- ・ 本条例は情報取得等を「保障」するものではないことから、原案のままでもよい。
- ・ 本条例の早期の制定が第一優先事項であり、条例名の変更は、条例の制定時期に影響があることに鑑みると条例名の変更は不要。専門部会等におけるこれまでの議論の積み上げも尊重し、条例名はこのままとしたい。

これらを踏まえ、当協議会としては条例の名称については確定せず、提出された意見を県に報告する。

- 付則第2項の解説「県は、本条例の施行後3年を目途として、本条例に基づく取組の成果や課題、国の法制度の整備の動向等を勘案し、本条例とは別に手話言語条例を制定するか否かを含め、広く本条例について検討を行い、本条例に関する施策の一層の充実を図ります。」

- ・ 手話言語条例を制定するか否かを検討するのではなく「手話言語条例の制定の検討を進める」としてほしいという意見、「否か」だけを消して「制定するかを含め」としてはどうかという意見、そのまま残すべきとする意見と、どちらが良いのか分からないという意見があった。

【付則第2項の解説に係る当協議会の結論】

令和5年度第1回障害者施策推進協議会において、「否か」を削除すべきという意見があった。また、手話言語条例に関する検討も重要であるため否定的な言葉を使わない方がいいのではないかという意見もあった。

これらを踏まえ、当協議会としては、付則第2項の解説を以下のとおり修文すべきと結論する。

(修文案)

県は、本条例の施行後3年を目途として、本条例に基づく取組の成果や課題、国の法制度の整備の動向等を勘案し、本条例とは別に手話言語条例を制定するかを含め、広く本条例について検討を行い、本条例に関する施策の一層の充実を図ります。